

発議第5号

「義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実」を求める意見書の
提出について

地方自治法第99条の規定による別紙意見書を会議規則第13条により
提出する。

平成26年10月 2日 提 出

平成26年10月 日

提出者 鳥羽市議会議員 世 古 安 秀

賛成者 鳥羽市議会議員 井 村 行 夫

賛成者 鳥羽市議会議員 中 世 古 泉

賛成者 鳥羽市議会議員 浜 口 一 利

「義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実」を求める意見書

義務教育費国庫負担制度は、義務教育の根幹である「無償制」「教育の機会均等」「教育水準の維持向上」を保障するため、国が必要な財源を保障するとの趣旨で確立されたものです。

これまで 2004 年の三位一体改革や 2010 年の地域主権改革においても、義務教育費国庫負担制度の堅持や一括交付金化の対象外とすることが明らかにされてきましたが、改革によるこの制度への影響を今後も注視する必要があります。

1950 年に地方自治をすすめるという観点から義務教育費国庫負担制度は廃止、一般財源化されましたが、その後、児童一人あたりの教育費に約 2 倍の地域間格差が生じた結果、1953 年に義務教育費国庫負担制度は復活しました。しかし 1985 年以降、再び義務教育費国庫負担金の一般財源化がおしすすめられ、2006 年からは国庫負担率が 3 分の 1 に縮減されています。

現在、義務教育費国庫負担金の対象外である教材費、旅費、高校教職員の給与費は、地方交付税として一般財源のなかにくみこまれています。しかし、地方財政が厳しくなり、1985 年に一般財源化された教材費は、国が定めた基準に対して実際に各地方で予算措置された比率（措置率）が年々低下しています。2007 年度における措置率の全国平均は 65.3%（三重県 49.0%、東京都 164.8%、秋田県 26.9%）となっており、地域間格差もひろがっています。

未来を担う子どもたちの「豊かな学び」を保障することは、社会の基盤づくりにとって極めて重要なことであり、その時々々の地方財政状況に影響されることのないよう、義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実が求められます。

よって、本市議会は、このような状況を十分に認識していただき、義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実を強く要望します。

以上のとおり、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

平成26年10月 2日

三重県鳥羽市議会

衆議院議長	伊吹	文明	様
参議院議長	山崎	正昭	様
内閣総理大臣	安倍	晋三	様
総務大臣	高市	早苗	様
財務大臣	麻生	太郎	様
文部科学大臣	下村	博文	様